

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>児童ポルノ遮断 試験的運用へ http://www3.nhk.or.jp/news/html/20100819/k10013437161000.html</p> <p>『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』における児童ポルノの定義が曖昧であること、モデルのいない創作物を同法で改正で児童ポルノに加えようとする動きが常にあること、ブロッキングについては通信の自由を定めた憲法に抵触するおそれがあること。また、同法違反した警察官の処分が軽いことについても国民の信頼を損なう原因となる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』第二条3
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法で流通自体には対処が可能である（摘発数が増えている）。 ・犯意があるかの見分けが付きにくい単純所持や、被害者のいない創作物に関しての違法化などによってリソースの無駄遣いが起き、保護されるべき児童の保護が手薄になるおそれがあるため、これらを含む法改正には反対する。 ・被害にあった児童のケアなどを考慮して同法の管轄官庁を厚生労働省と定めることを提案する。